

## コインランドリーの取扱いについて（※）

### 【要旨】

コインランドリーの建築基準法における用途の取扱いは、「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」として取り扱う。

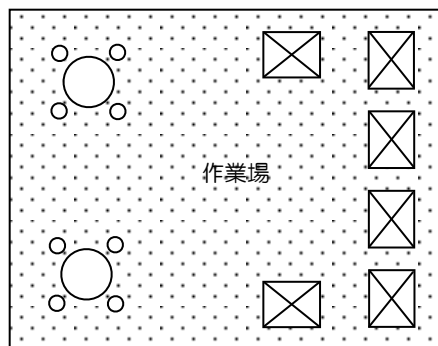
なお、洗濯機等を設置している室は、作業場として扱うものとする。

### 【内容】

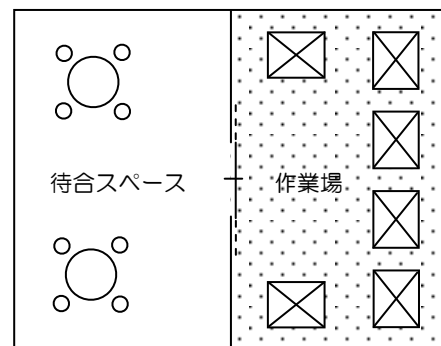
コインランドリーは、主として近隣住民に対するサービスを目的とする場合は、「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」に該当する。なお、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域に建築する場合は、床面積や原動機の出力が制限される。

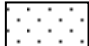
作業場として扱う部分は、以下により取り扱う。

A) 間仕切りがない場合



B) 間仕切りがある場合



 : 作業場として取り扱う部分

該当法令	法第48条、法別表第2
	令第130条の3、令第130条の5の2、令第130条の5の3
関連告示	

参考	H30.2.16 建指第1154-1号
----	---------------------

## コイン式精米所の取扱いについて

### 【要 旨】

コイン式精米所の建築基準法における用途の取扱いは、「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」として取り扱う。

なお、精米機等を設置している室は、作業場として扱うものとする。

### 【内 容】

コイン式精米所は、主として近隣住民に対するサービスを目的とする場合は、「洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗」に該当する。なお、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域に建築する場合は、床面積や原動機の出力が制限される。

該当法令	法第 48 条、法別表第 2
	令第 130 条の 3、令第 130 条の 5 の 2、令第 130 条の 5 の 3
関連告示	

参 考	H30.2.16 建指第 1154-1 号に伴い文言修正
-----	------------------------------